八代市公共工事請負契約約款新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 現　行 |
| （請負代金内訳書及び工程表）  第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。  ２　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。  ３　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 | （請負代金内訳書及び工程表）  第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。  （新設）  ２　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 |